

寒河江市認定新規就農者認定等実施要綱

(趣旨)

第1条 「寒河江市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）」に則して、新たに就農しようとする青年等又は当該青年等を、その営む農業に就業させようとする者の青年等就農計画（以下「就農計画」という。）を認定し、効率的かつ安定的な農業経営の担い手となる人材及び農業法人又は農家の中核を担う人材の育成確保に資するため、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(認定の内容)

第2条 認定等の内容は以下のとおりとする。

- (1) 就農計画の認定
- (2) 就農計画の認定を受けた青年等（以下「認定新規就農者」という。）に対する重点的指導支援
- (3) その他必要な事項

(就農計画の作成)

第3条 就農計画の認定を申請する者（以下「就農計画申請者」という。）が作成する就農計画は別記様式1により行うものとする。

(就農計画の申請者)

第4条 就農計画申請者は、寒河江市の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等であって、就農計画を作成して認定を受けることを希望する者とする。

2 就農計画を作成することができる青年等とは、次のア～ウのいずれかの者とする。

- (1) 青年（18歳以上45歳未満）。ただし、地域に担い手がない等やむを得ない事情があると市長が認める場合には、50歳未満とする。
- (2) 65歳未満の者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する者。
 - ア 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
 - イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者
 - エ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- (3) (1)又は(2)に掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員数の過半数を占める法人。

(就農計画の認定)

第5条 市長は申請された就農計画が次に掲げる要件を満たす場合に、その認定を行うものとする。

- (1) 就農計画が市の基本構想に照らして適切なものであること。
 - (2) 就農計画が達成される見込みが確実であること。
 - (3) 第4条の2の(3)に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能が就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。
- 2 就農計画の審査体制は以下のとおりとする。
- (1) 市長は、就農計画の審査、その他就農計画認定制度の運営に必要な事項を審議するため、就農計画認定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
 - (2) 委員会の設置、構成及び運営について必要な事項は、市長が別に定める就農計画認定委員会設置要綱によるものとする。
 - (3) 市長は、就農計画を受理したときは、委員会に就農計画の認定について付託するものとする。ただし、市長が特に認める場合はその限りでない。
 - (4) 委員会は、書類等により就農計画を審査し、その結果を市長に報告する。
- 3 市長は就農計画の認定を行ったときは別記様式2により、認定した旨を当該就農計画申請者に通知するとともに、別記様式1に定める就農計画申請書の写しを付してその旨を県及び農業委員会等に通知するものとする。
- なお、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下した場合は、認定申請を却下した旨及び却下の理由を当該就農計画申請者に通知するものとする。
- 4 就農計画の有効期間は就農計画の認定をした日から起算して5年（既に農業経営を開始した青年等にあつては認定をした日から農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日まで）とする。
- 5 複数の市町村において就農計画の認定を受けようとする場合で、寒河江市のみで認定の可否を判断し難い場合は、関係市町村又は県に対し協議するものとする。

（就農計画のフォローアップ等）

第6条 認定新規就農者は、農業経営指標に基づく自己チェックを毎年行うこととし、経営管理の状況を市長へ報告するものとする。

- 2 市長は、報告を踏まえ、必要な場合には、県、農業協同組合、農業委員会、株式会社日本政策金融公庫、公益財団法人やまがた農業支援センター等と連携して認定新規就農者の経営状況の把握や指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理し、就農計画の最終年である5年目においては、当該就農計画に記載された目標が確実に達成されるよう努める。

（就農計画の変更）

第7条 認定新規就農者は、次の事項に該当する場合は市長に対し、就農計画の変更を申請しなければならない。

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の就農時における目標の営農部門
- (2) 就農地

- (3) 2割以上の増減を伴う所得目標
- (4) 2割以上の増減を伴う年間農業従事日数
- (5) その他市長が必要と判断する事項

(就農計画の取消し)

第8条 市長は次の事由に該当する場合は、就農計画を取消することができるものとする。

- (1) 認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。
- (2) 認定新規就農者が、就農計画に従って必要な措置を講じていないと認められるとき。なお、病気、災害等のやむを得ない理由により営農を休止する場合は必ずしも取消事由とはならない。
- (3) 法人にあっては第4条の2の(3)に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(就農計画の認定における例外措置)

第9条 就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者のうち、やむを得ない事情により農業経営の開始時期が認定時の予定から遅れたことにより、計画の有効期間が農業経営開始から起算して5年を経過する日より前に満了する者にあつては、当初の農業経営の開始時期からやむを得ない事情により、農業経営の開始が遅れた期間について、追加で就農計画の申請及び認定を受けることができるものとする。

(就農計画の失効)

第10条 就農計画の有効期間内に農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の認定を受け、経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）となった場合には、経営改善計画の認定の日をもって、当該就農計画の効力は失うものとする。

(認定農業者への円滑な移行)

第11条 市長は、就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者に対し、継続的に自らの経営の改善に取り組むこと積極的に支援するものとする。

- 2 市長は、関係機関・団体等と連携し、認定期間を満了する認定新規就農者に対して、認定期間満了日までの間に時間的余裕をもって、認定農業者制度の目的・意義等を周知し、経営改善計画の作成を促すよう努めていくものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成26年10月1日から施行する。

<別記様式1>

青年等就農計画認定申請書

年 月 日

寒河江市長 佐藤 洋樹 殿

申請者住所

氏名<名称・代表者> ⑩

年 月 日生 (歳)

<法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画					
就農地		農業経営開始日	年 月 日		
就農形態 (該当する形態に☑)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 (<input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間 年 か月)				
目標とする営農類型 (備考の営農類型の中から選択)					
将来の農業経営の構想	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)				
		現状	目標 (年)		
	年間農業所得	千円	千円		
	年間労働時間	時間	時間		
農業経営の規模に	作目・部門名	現状		目標 (年)	
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量

関する目標	経営面積合計						
	区分	地目	所在地 (市町村名)	現状		目標 (年)	
	所有地						
	借入地						
	特定作業受託	作目	作業	現状		目標 (年)	
				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	作業受託	作目		作業	現状		目標 (年)
		単純計					
換算後							
農畜産物の加工・販売 その他の関連・附帯事業	事業名	内容	現状		目標 (年)		
生産方式に関する目標	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数					
		現状			目標 (年)		
経営管理に関する目標							
農業従事の態様等に関する目標							

目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・機械の購入等)	規模・構造等	実施時期	事業費	資金名等		
			年 月	千円			
農業経営の構成	氏名 (法人経営にあつては役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあつては役職)	現状		見通し	
			(代表者)	担当業務	年間農業 従事日数 (日)	担当業務	年間農業 従事日数 (日)
雇用者	常時雇 (年間)	実人数	現状	人	見通し	人	
	臨時雇 (年間)	実人数	現状	人	見通し	人	
		延べ人数	現状	人	見通し	人	

○ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項

	経 歴
職務内容	
勤務機関名	

在職期間	年 月 ～ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資格等	
農業経営に活用 できる知識及び 技能の内容	

注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。）
ごとに作成すること。

(参考) 技術・ 知識の 習得状況	研修先等の名称	所在地	専攻・営農部門
	研修等期間	年 月 ～ 年 月	
	研修内容等		
	活用した 補助金等		

注：研修カリキュラム等を添付すること。
法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者
に限る。）ごとに作成すること。

(参考) 他市町村の 認定状況	認定市町村名	認定年月日	備考

(備考)

- 1 法人経営にあっては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。
- 2 夫婦等が共同で一の青年等就農計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。
- 3 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 就農時の就農地等
 - ア 「就農地」欄には、就農地の市町村名を記載する。また、就農予定地の場合は、市町村名の後に（予定）と記載する。
 - イ 「農業経営開始日」欄には、農業経営を開始した年月日を記入する。この場合、農業経営を開始した時期を証明する書類を添付するものとする。また、農業経営を開始する予定日の場合は、年月日の後に（予定）と記載する。
 - ウ 「就農形態」欄には、該当する就農形態の□内にレ印を付す。親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営を継承する場合は、継承する農業経営での従事期間を記入する。なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。
 - （ア）「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合とする。
 - （イ）「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が、親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合とする。
 - （ウ）「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載する。
 - エ 「目標とする営農類型」欄には、別記の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。該当する営農類型がない場合は、その他（〇〇）として、その他の営農類型名を〇〇に記載する。
 - オ 「将来の農業経営の構想」欄には、計画作成時において構想している将来（経営開始後おおむね5年後）の農業経営の概要を記載する。
 - カ なお、当欄以下の「現状」欄は、初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。「目標」欄は、経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。
- 5 「農業経営の規模に関する目標」欄には、次の事項を記載する。
 - ア 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業（水稻にあっては、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあってはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。）を受託する農地（（1）申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、（2）当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。

この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。
 - イ この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの（1）及び（2）の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。
 - ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷

作業数」により換算した面積を記載する。

エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1) 農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3) 農業生産に必要な資材の製造等について記載する。

6 「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。

7 「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を記載する。

8 「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。

9 「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。

10 「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。

ア 「氏名（法人経営にあつては役員の氏名）」欄に、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。

イ 「代表者との続柄（法人経営にあつては役職）」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。

ウ 年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。

11 「農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。

12 「（参考）技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。

ア 農業高校、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）、民間研修教育施設、先進農家等における教育・研修を記載する。

イ 先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を記載する。

ウ 上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する（他の欄は記載不要）。

別記

（備考の4のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。）

1 単一経営（農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める場合）の営農類型（例：露地野菜）

水稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、

露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏

- 2 複合経営（農産物販売金額1位の部門が水稻であって、水稻の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない場合）の営農類型（例（2位の部門が麦類の場合）：水稻＋麦類）
水稻＋（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏）
- 3 1及び2に該当しない場合は、その他（〇〇）として記載する。（例1：その他（きのこ菌床栽培）、例2（農産物販売金額1位の部門が施設野菜、2位の部門が麦類の場合）：その他（施設野菜＋麦類））